

地区行政・地域自治の推進

【地区行政課】

1 目的

市民の利便性の向上及び地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地域行政機関（地区市民センター、地域自治センター等）における総合的な行政サービスの展開及び地域特性や住民ニーズを的確に反映した施策の展開を図る。

2 概要

（1）地域行政機関の機能・体制の具体化に向けた検討

- ・身近な行政機関における市民生活に密着したサービスや地域の特性・実情に応じたサービス等を拡充する。
- ・地域が地域課題に横断的に対応するとともに、各分野の施策・事業が効果的に地域展開・連携できるようにするための地域行政機関の機能・体制等を強化する。
- ・地域の特性を生かしたまちづくりや地域課題などに迅速かつ柔軟に対応できる予算のあり方を検討する。

（2）地域行政機関の機能を十分に発揮するための施設再整備

- ・機能強化に伴う人員・組織体制への対応やバリアフリー、施設の老朽化、社会環境の変化などに対応するため必要な施設整備を行う。

（3）市町合併により導入した地域自治制度の円滑な運用と検証

- ・地域自治センターにおける事務事業執行及び地域自治会議の運営を適正かつ円滑に行う。
- ・地域自治センターの組織体制，権限，予算執行体制や地域自治会議の運営方法など，地域自治制度の検証を行い，全市一体的な地区行政の推進に向けた検討を行う。

3 スケジュール

平成20年度～

- ・地域行政機関の機能・体制等の具体化に向けた検討
- ・地域行政機関の施設再整備に係る基本方針の策定
- ・地域自治制度の検証